

## 特定労務管理対象機関(特例水準)の指定について

### 【概要】

- 医療法の改正(令和3年5月28日)により、令和6年4月から医師の働き方改革による勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用開始となり、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置を講じることが必要となった。

(医療機関がすべきこと)

- ・ 勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・ 追加的健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等

- 令和6年4月以降、地域医療の確保や研修実施の観点から、時間外・休日労働時間が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、「特定労務管理対象機関」として都道府県知事の指定を受ける必要がある。
- 特定労務管理対象機関として指定された場合は、時間外・休日労働時間が年1,860時間まで認められる。
- 特定労務管理対象機関の指定に際しては、医療機関勤務環境評価センター(評価センター)による評価を受審し、県により要件を満たすことの確認を受けた上で、医療審議会の意見を聴取する必要がある。

### 【特定労務管理対象機関(特例水準)の区分と県内医療機関の指定申請状況】

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年間の上限時間	指定申請医療機関
A水準		(一般労働者と同程度)	960時間	
特例水準	連携B水準	医師派遣のため	1,860時間	山梨大学医学部附属病院
	B水準	救急医療など地域医療の確保のため		市立甲府病院
	C-1水準	臨床・専門研修のため		—
	C-2水準	高度技能の修得研修のため		—

## 【県内病院申請内容等】

### (1) 山梨大学医学部附属病院

#### <都道府県に指定申請する種別と業務>

連携型特定地域医療提供機関（連携 B 水準） 医師派遣

#### <派遣実績(令和4年度)>

- ・ 派遣医師数 延べ2, 103名
- ・ 派遣医療機関数 156機関

#### <申請理由(主なもの3例)>

- ・ 中央市外で分娩を取り扱う病院に医師を派遣し、1人平均約週0.75回の派遣当直で年間計約9,250時間の夜間宿直に対応している。(他院での時間外労働は、1人当たり平均年404時間) これは、山梨県内産科医療の提供体制を確保するために必要なものである
- ・ 内科系医師確保が困難な病院に内科系医師を派遣し、診療及び臨床教育を行っている。(1人当たり平均年511時間、他院での時間外労働を行っている。) これは、山梨県内の地域医療を円滑に推進し、診療及び臨床教育体制を確保するために必要なものである。
- ・ 外科系医師確保が困難な病院に外科系医師を派遣し、診療及び臨床教育を行っている。(1人当たり平均年474時間、他院での時間外労働を行っている。) これは、山梨県内の地域医療を円滑に推進し、診療及び臨床教育体制を確保するために必要なものである。 等

#### <医療機関勤務環境評価センターによる評価>

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。

#### <県の所見>

- ・ 評価センターによる評価を受けており、時短計画の作成及び健康確保措置を行う体制が整っている。
- ・ 当該医療機関は、年間延べ2,103名の医師を計156施設へ派遣しており、当該医療機関からの医師派遣がなければ、県全体の医療提供体制の確保が難しいと考えられる。
- ・ このため、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることはやむを得ないと認められる。
- ・ よって、特定労務管理対象機関(連携 B 水準)として指定することとしたい。

## (2) 市立甲府病院

### <都道府県に指定申請する種別と業務>

特定地域医療提供機関 (B 水準) 救急医療

### <救急医療機関の指定>

- ・ 二次救急医療機関

### <年間救急車受入台数及び年間での夜間・休日・時間外入院件数>

- ・ 年間救急車受入台数 3, 565件
- ・ 年間での夜間・休日・時間外入院件数 1, 243件

### <申請理由>

- ・ 市立甲府病院は、二次救急医療機関であるが、非救急輪番当番日に限定して宿直許可を取得した。しかし救急輪番当番日には一日当たり40～50人の救急患者を受け入れており、宿直許可の取得が難しい。月10回程度ある救急輪番日には宿直を2人の医師で対応しており、さらに小児救急にも対応しており、時間外労働が発生している。さらに、各診療科においてオンコール当番体制をとり、宿直医の専門外の患者への対応を行うなど救急患者の受入れを積極的に行っている。
- ・ 1処置につき60分程度の対応が必要であるため、診療科によっては医師1人当たり年間960時間超の時間外労働が必要となっている。
- ・ 圏域内には当院以外に3か所の二次救急病院があり、当院を含めた4病院で救急輪番体制を敷いているが、圏域外の患者も増加傾向にあり、当院で救急医療をすることにより、必要な医療提供体制を確保する必要がある。

### <医療機関勤務環境評価センターによる評価>

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。

### <県の所見>

- ・ 評価センターによる評価を受けており、時短計画の作成及び健康確保措置を行う体制が整っている。
- ・ 当該医療機関は、二次救急医療機関として年間104日二次輪番を担当し、救急搬送件数も年間3,500件を超えるなど、地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割(救急医療)を担っている。
- ・ このため、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることはやむを得ないと認められる。
- ・ よって、特定労務管理対象機関(B水準)として指定することとしたい。